

令和2年

8月定例総会会議録

酒田市農業委員会

## 令和2年8月定例総会 会議録

1 日 時 令和2年8月14日（金） 午前9時30分 開議

2 場 所 平田農村環境改善センター 多目的ホール

### 3 出席委員（28名）

1番	佐藤 良平	委員	2番	庄司 隆	委員	3番	白畑ちか子	委員
4番	伊與田明子	委員	5番	佐藤 玲子	委員	6番	佐藤 良	委員
7番	石井 光一	委員	8番	池田 良之	委員	9番	土田 治夫	委員
10番	佐藤 浩良	委員	11番	佐藤 茂樹	委員			
13番	齋藤 均	委員	14番	児玉 昭一	委員	15番	荘司太一郎	委員
16番	須田 正弘	委員	17番	尾形 大介	委員	18番	佐藤 耕造	委員
19番	五十嵐弘樹	委員	20番	飯塚 将人	委員	21番	富樫 一彦	委員
22番	柿崎 一美	委員	23番	後藤 保喜	委員	24番	五十嵐 亨	委員
25番	五十嵐直太郎	委員	26番	関口 友子	委員	27番	佐藤 清一	委員
28番	荘司 研治	委員	29番	大場 重樹	委員			

### 4 欠席委員（なし）

### 5 事務局職員出席者

村岡事務局長 村岡 修 事務局次長 遠田 博 農地主査兼係長 阿彦 智子  
主事 高橋 咲葵  
専門員 後藤 重明 調整主任 門脇 正博 主査 五十嵐 則子

### 6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
4. 解約
5. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

### 7 議 事

議第35号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議第36号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議第37号 農用地利用集積計画について  
議第38号 別段の面積の設定について  
議第39号 酒田市農業振興地域整備計画の変更について

---

**開 会**  
(午前9時30分 開会)

○村岡事務局長

皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、毎回のことではございますが、コロナ禍ということで3密対応、窓を開けるということで、ご了承をいただきたいと思ひます。

それでは、ただいまから令和2年8月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。

開会に当たりまして、五十嵐会長が挨拶を申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長

おはようございます。(会長挨拶)

○村岡事務局長

どうもありがとうございました。

総会の議長につきましては、酒田市農業委員会規定第19条によりまして会長が務めるとのこととなっております。五十嵐会長、よろしくお願ひいたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、皆さんのご協力によりまして、議事を円滑に進行してまいりたいと思ひます。

本日の欠席委員はございません。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めさせていただきます。

---

**◎議事録署名委員の選任**

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願ひます。

議事録署名委員に、27番、佐藤清一委員、28番、荘司研治委員の両名にお願ひいたします。

---

**◎報 告 事 項**

○五十嵐直太郎 議長

それでは、報告事項について事務局の説明を願ひます。

○村岡事務局長

報告事項につきましては、議案の1ページからとなっております。

今回の報告事項は、(1)農地法第3条の3届出書の受理について16件、(2)農地法第4条届出書の受理について1件、(3)地目変更登記に係る照会に対する回答について4件、(4)解約1件、(5)農地法第18条第6項の規定による通知受理について1件、以上23件について担当より説明申し上げます。

○阿彦主査兼農地係長

(報告事項を朗読説明する) 報告事項は以上になります。

○五十嵐直太郎 議長

報告事項ではございますが、何かご質問、ご意見のある方、お願ひいたします。

ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、それでは、これで報告事項を終わります。

---

### ◎議第35号 農地法第3条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長

これより議事に入ります。

議第35号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第35号 農地法第3条の規定による許可申請については、3件の許可申請がありますので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細についてご説明申し上げます。

○阿彦主査兼農地係長

それでは、議第35号です。10ページをお開きください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請につきましては、全ての案件におきまして、要件欄に記載のありますとおり、全部効率活用要件、農業常時従事要件、地域との調和要件、その他、経営面積まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。また、今回農業者年金への影響のあるものはございません。

それでは、10ページの酒田27番を申し上げます。

米島の〇〇さんから刈屋の〇〇さんへ、米島の畑1筆につきまして、相手方の要望によつての所有権移転の申請となります。なお、こちらの農地の状況は、梨畑となっております。これまで〇〇さんが借り受けていた農地を買い受けるということでございます。畑については、別添資料にございますが、10アール当たり4万7,000円ということになっております。総額では1万4,000円からの割り返しとなるものでございます。

議案書戻っていただきまして、酒田28番、布目の畑2筆につきまして、相手方の要望によつて所有権移転の申請でございます。贈与となります。なお、経営面積の欄にありますとおり、まだ50アールに満たない面積となっております。この後に利用集積の申請も行っております。そちらで3,252平米の農地の借り入れることになっておりますので、こちらが許可されたことを受けまして50アール要件を具備することから、それと合わせての申請となるものでございます。

酒田は以上です。

○八幡総合支所 後藤専門員

続きまして、八幡10番、小泉の〇〇さんから小泉の〇〇さんへ、小泉の田んぼ1筆です。こちらは先月の総会で別段の面積の設定をしていただいた案件になります。新規就農になりますので、経営面積はございません。資料にありますとおり、総額としては10アール当たり3,000万円の額に対しての金額になります。

以上、よろしく申し上げます。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

8月7日に、第5班による農地調査委員会を行っております。

議第35号 農地法第3条の規定による許可申請については、農地調査委員会では許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは、現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など、補足的説明があれば最初をお願いいたします。何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。  
ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。  
質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。  
採決に入ります。

議第35号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、許可決定といたします。

---

### ◎議第36号 農地法第5条の規定による許可申請について

続きまして、議第36号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○村岡事務局長

議第36号 農地法第5条の規定による許可申請については、1件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。  
詳細について担当がご説明申し上げます。

○阿彦主査兼農地係長

11ページになります。

酒田13番、黒森の〇〇さんから大浜二丁目の株式会社〇〇へ、黒森の畑2筆につきまして、営農型の太陽光発電施設敷地ということで一時転用、3年間の申請となります。なお、こちらはすでに一度3年間の許可を受けたものを、今回1回目の更新を行うものであります。農地区分は農用地区域で、権利設定は賃貸借ということになります。なお、こちらの当該地につきましては、平成26年の7月から10年間の3条での賃貸借権設定ということで、株式会社〇〇が耕作することになっている土地の上にパネルを設置しているものでございます。

別添資料をご覧ください。

2ページと3ページに位置図、字限図、案内図を載せてございます。位置図ご覧いただきますと、黒森小学校の裏、西側に向かって行ったところ、日本酒、菊勇酒造さんのところから、またさらに少し西側に行ったところの場所でございます。案内図ご覧いただきますと、黒森排水機場のすぐ近くということになっております。また、そちら、字限図ご覧いただきますとおり、かぎ型で表示している所でございます。このたび、営農を今回の作付に関して協力をいただいている方の農地がこの隣接地ということになっているものです。

それでは、詳しくはスライドのほうでご説明したいと思いますので、少々お待ちください。

(スライドを映写) スライドは以上になります。

続いてご説明申し上げます。別添資料の4、5、6、7ページに、株式会社〇〇からの提出があり

ました営農計画が載っております。パネルの設置面積が2,851平米となっております。それに対して議案書の11ページにあります面積は、農地全ての面積として9,705平米、そのうちパネルの支柱部分の面積については括弧で表示してございますが、12.10平米ということでございます。そこに対しての今回営農の面積が2,851平米ということになります。

このシイタケ栽培につきましては、今回、農地調査委員会で現地調査を行いました際にも、春と秋に栽培を予定しているということで聞いております。クーラー設備がないことから、菌床が暑さに弱いため春と秋の2回しか取れないというご説明がありました。また、菌床については、冷凍で中国から輸入したものを利用すると予定であります。なお、今回、その菌床栽培のパネル下部の施設、ビニール張りの箇所をもっと増やす計画があるかお尋ねしましたところ、今回見ていただきました4棟のみということでございまして、それ以外はアスパラでの営農との話を聞いております。なお、こちらのアスパラの作付については、株式会社〇〇自体がそもそも新規での農業参入でありましたので、隣地を耕作している別の株式会社から営農協力をいただいているということでございました。今後もその協力をしていただきながら、アスパラを栽培していくということでございます。またさらに、今回、営農品目を変更していることから、8ページから12ページに適正な営農が行われているかどうかについて、知見を有する方の意見が必要ということで求めましたけれども、8、9ページのとおり、キノコのアドバイザーであります株式会社河村式種菌研究所さんからの意見を頂戴しております。地域の平均収量の8割は確保できるであろうという意見をいただいております。

また、10ページから12ページについては、アスパラへの変更について酒田農業技術普及課より報告をいただいております。こちらにつきましても、作付の状況からみて収量8割程度を確保できるであろうという意見をいただいております。

なお、先ほど来、申し上げておりますが、株式会社〇〇自体が新規就農でありますので、アスパラの作付についての収量確保につきましても、今後、現地確認などを行いながら見ていく予定でございます。説明は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告を願います。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

議第36号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では次の意見となりました。

まず、営農型での転用許可のためには、地域での一般的な作付方法で収量の8割程度の収量を確保することが必要ですが、3年前の申請時点では、原木シイタケ栽培の計画であり、今回は別の品目に変更されていたため、更新の申請とはなっていますが、新規での申請と同様の内容の精査が必要であるとの意見でありました。その内容の精査については、総会での審議に委ねることを報告いたします。以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。

初めに、酒田13番の現地調査の結果を五十嵐弘樹委員より報告願います。

○19番 五十嵐弘樹委員

19番、五十嵐です。

先月の30日、事務局と現地調査を行いました。スライドを見てのとおり、菌床シイタケの棚をつくっております。まず、アスパラは収穫の時期は終わっているので今はちょっと分かりませんが、アスパラとショウガ1棟、あとサツマイモが作付されているようでした。ただ、この3年間について、原木シイタケということに関しては、不備な状況でありました。そのうち、去年の今頃でしたか、事務局とともに現地を調査していたところ、菌床シイタケをやっていたことを確認しました。ただ、そのときはまだ現状4分の1しか設置されていませんでした。少し利益もあったんなら計画変更してくださいというふうに株式会社〇〇のほうに言いましたが、去年は全然、計画変更等して

くれませんでした。今回の更新で計画変更が来ていますが、これが今後の3年間で8割のシイタケ収量確保とする計画が、これが本当に許可がいいのか悪いのか、総会での審議のほうよろしく願います。

(「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり)

- 五十嵐直太郎 議長  
暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

午前10時27分 再開

- 五十嵐直太郎 議長

それでは、時間の関係もございまして、休憩をこの辺で閉じて、議事を再開いたします。

それでは、農地法5条の許可申請の関係ですが、ただいまの休憩中いろいろなお話がありました。改めて議事録にも少し残したいと思っておりますので、弘樹委員のほう、少しまとめた形でひとつご説明いただければと思っておりますが、どうぞ。

- 19番 五十嵐弘樹委員

19番、五十嵐です。今回以降の許可申請にあたっては、営農計画で収量8割確保を前提条件でもらいたいということ、全部効率活用を守ってもらうことをしっかりとしてほしいです。次の更新までに場当たりの行方ではなくて、これからは5年、10年後のことを考えながら作付計画を立てるようなことをしてもらいたいということです。

それから、3年ごとに更新時期がくるわけなので、期限ぎりぎりに手続きするのではなく、少なくとも3か月前くらいから書類作成について事務局に聞きながら準備を始めてほしいと思います。以上です。

- 五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、柿崎委員、お願いします。

- 22番 柿崎一美委員

22番、柿崎です。

この件は、前回の申請時にも話したとおり、原木シイタケの基準の収量をクリアするためには、7万というような本数が必要だという数字が出ていて、当時、シイタケの原木が手配できるのかという確認を取ったところ、この近辺で手配することは不可能だともともと分かっていたはずなんだけれども、ただ、当時、私の記憶では、河村式種菌さんのほうからの紹介があるので確保できるということでの話で進んだわけです。それは農業委員会としては許可せざるを得ないんだという話だったと思うんです。

そして、それで今回その原木が駄目だったから、また違うのを出して許可申請を出すということは、書類上の問題なければ通さざるを得ないようなことが委員会の実情だと思うんですけども、先ほど弘樹委員が言ったように、やはり苗などをどこからどのように調達するか、そういったところの確認をすることが必要になると思います。前回も河村式種菌さんから紹介してもらおうという、ただ口先だけの説明で、今回もそうです。アスパラの苗についても確実に確保できるという証明書や苗購入の契約書を出してもらおうことが、営農の部分の大前提となると思います。

以上です。

- 五十嵐直太郎 議長

ありがとうございます。

今、弘樹委員のほうからは、ちゃんと収量の8割、品目に関わらず8割を確保。それから、全部を効率利用活用、この辺の2点。

それから、柿崎委員のほうからは、原木シイタケはもちろんなんですが、アスパラを取り組まれるというのにおいてのその苗の供給、確認、その辺をきちんと確認できるものをもってすべきでしょうという、単一的ではないという指摘だったと思います。そのほか何かございせんか。

○19番 五十嵐弘樹委員

19番、五十嵐です。

もう一つの資料で、前回は何か災害等で破損があれば撤去する責任者というか、保証人等の資料がついていましたが、今回はついていませんけれども、添付書類は今回はどういうふうになるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○五十嵐直太郎 議長

ただいま弘樹委員の質問に対して、事務局、よろしいですか。

○阿彦主査兼農地係長

今回の撤去予定の見積書は資料として頂戴しておりまして、解体工事費、運搬費、廃棄物処理費含めまして300万という見積りを頂戴しております。そして、それに対して、このたびは株式会社〇〇、関連会社の株式会社〇〇から、撤去に係る同意を契約書という形式でいただいているところがございます。

○五十嵐直太郎 議長

今の関連で、私のほうから一つ。

先月の案件では、経営的には撤去費用の積増しをするというところまで、資料が提出されてきました。その部分は今回の許可に照らし合わせるとどうなりますか。撤去費用の見積り額の部分の適正さはどうなるか。

○阿彦主査兼農地係長

このたびは更新ということもありますので、撤去費用の資金証明までは求めておりません。なので、この300万というところを含めた形で、契約書に記載の会社から保証いただけるということの確認しかしていないところがございます。

○五十嵐直太郎 議長

一応その資金がなければ有事に備えることはできないと思うけれども、その確認の必要は、委員会としてはする必要はないというこういう解釈でいいのかな。

○阿彦主査兼農地係長

このたびに関しては、その300万という見積り額部分だけを保証しますという契約書だけ頂戴しております。

○五十嵐直太郎 議長

分かりました。

それでは、関連して、どうぞ。

○13番 齋藤均委員

13番、齋藤です。

補足ですけれども、柿崎委員からアスパラ苗のことが出ましたけれども、中国から来るシイタケの菌床というのも入手が難しいと聞いています。中国からちゃんと来ないそっちのほうもまるっきり話にならないことですので、そういう情報もふまえて会社に確認してもらいたいと思います。

○五十嵐直太郎 議長

じゃ、事務局、お願いします。

○阿彦主査兼農地係長

まず差し当たり、秋には設置されるものと考えておりますので、現地確認を行いまして、ならない場合にその辺りは追及していきたいと思っております。

○五十嵐直太郎 議長

今、多方面から捉えた視点も非常に大事だと思いますので、撤去の実施が確実なこと、それがはっきりしたものを、双方からいただくというぐらいで対応していく必要があるかなと思います。そのほか何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

いろいろと質疑を頂戴いたしましたが、この辺で質疑を打ち切りさせていただきます。採決に入ります。

議第36号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので……

(「議長」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

どうぞ。

(「ちょっと質疑もう1回」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時55分 再開

○五十嵐直太郎 議長

それでは、議事を再開いたします。

ただいま議第36号について、休憩を挟みましていろいろな議論をさせていただきましたが、そのほか何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

それでは、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第36号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第36号について許可決定といたします。

ただし、休憩中いろいろご意見ございましたので、この部分をしっかりと遵守していただくと、こういう前提になろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

---

### ◎議第37号 農用地利用集積計画について

続きまして、議第37号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第37号 農用地利用集積計画については、1、一般事業、(1)所有権の移転が1件、(2)利用権の設定が28件の計画の申出がございました。その可否を決定するものであります。詳細については説明申し上げます。

○阿彦主査兼農地係長

12ページになります。

議第37号 1番、一般事業、(1)所有権の移転です。

公告予定日は、8月の17日の予定です。

袖浦2番、にしき町二丁目〇〇さんから東京都世田谷区の〇〇へ、酒井新田の畑及び山林地目につきまして、合計6筆4,151平米を移転時期、支払時期、8月31日の予定で売買を行います。対価は45万円と21万5,000円の箇所別になります。なお、地目上、山林と表記されているところは、現況が畑でございます。一番下の表示ところは防風林となっております、その箇所だけ対価が下がっておりますが、総額では166万9,724円での売買となるものでございます。

次のページになります。

1番、一般事業の(2)利用権の設定です。公告予定日は8月の17日です。

上田の15番から16番まで同じ借受人となります。賃借料が1万3,000円で、安田の田につきまして20年間の賃借を行うものになります。なお、上田15番の始期が令和3年3月1日となっておりますが、これは終期満了の通知を差上げたことに反応して申請があったもので、上田16番とともに上程させていただいたものになります。なお、お互い直接契約になるものですから、賃借料についてはお互いでの相談した結果となっているものでございます。

続きまして、北平田の5番、北平田の6番、次のページ、南平田25番まで同じ借受人となっております。先ほど農地法第3条の申請にも出てまいりました方でございます。このたびこちらの農地を借り受けまして、50アール要件を満たしての3条での売買を計画しているものでございます。契約年数は3件とも3年で、借り上げ料はゼロ円、使用貸借ということでございます。なお、この借受人については畜産を営んでいらっしゃる方ということでございました。

それでは、15ページをお開きください。

広野27番、20年間1万1,000円での更新の契約となります。

袖浦11番から袖浦12番、その下、13番、次のページ、14番、15番まで同じ借受人となります。こちらはそれぞれ10年間の賃借となりまして、賃借料は袖浦11番が3,000円、12番が4,000円、13番、その次のページ、14番、15番も4,000円の賃借料となります。こちらについて、この方は花の作付ということでございます。

次のページの真ん中頃になります。袖浦の16番申し上げます。こちら黒森の畑2筆につきましては、10年間の契約で賃借料が2,790円の設定、総額で1万7,000円からの割り返しとなるものでございます。

続いて、袖浦17番、こちらは5年間の賃借で、賃借料は総額5万6,000円からの割り返しとなるものです。袖浦18番、こちらは10年間でゼロ円の賃借料設定です。地目が山林、現況が畑となるものでございます。次のページです。

袖浦19番、こちら10年間の賃借で、賃借料は2,529円の設定ですが、総額は4万円からの割り返しとなります。現況は全て畑となっております。

袖浦20番は、20年間の賃借です。7,930円の賃借料設定で、総額では3万円となるものです。

袖浦21番は、10年間の契約で1万178円の賃借料は総額2万円からの割り返しでございます。

17ページになります。

袖浦22番、こちらが10年間でゼロ円の使用貸借になります。

袖浦23番、24番、同じ借受人でございます。全て10年間で契約いたしますが、ゼロ円の使用貸借となるものでございます。

袖浦25番を申し上げます。10年間の契約で、メロン5.39キログラム相当の物納ということで、目安で考えますと、5,000円相当の賃借料になるようでございます。

続いて、袖浦26番、次のページに続いて、袖浦27番、28番まで同じ借受人となります。3件とも4,000円の賃借料設定となります。こちらは隣地の契約とも合わせた貸借料となっているものです。

浜中2番です。10年間で5,000円の賃借料です。

浜中3番、10年間で4,411円の賃借料ですが、総額2万円からの割り返しです。

浜中4番も10年間の契約です。物納でメロン8.81キログラム相当ということでは、目安として8,000円程度の賃借料となるものでございます。

平田、お願いします。

○平田総合支所 五十嵐主査

続いて平田です。

平田118番、こちら小林の田んぼ、賃借料1,300円の更新です。

以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いします。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

議第37号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第37号 農用地利用集積計画について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第37号については計画決定となりました。

---

### ◎議第38号 別段の面積の設定について

続きまして、議第38号 別段の面積の設定についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○村岡事務局長

議第38号 別段の面積の決定については、農地法施行規則第17条第1項または第2項のいずれかに該当する場合に設定が可能となるものであります。このたび第2項の要件に係る申請が1件ありましたので、その可否についてご審議いただくものです。

詳細については担当が説明申し上げます。

○阿彦主査兼農地係長

議案書20ページになります。議第38号です。

このたびの申請区域は、漆曾根字四合田、地番が97番。地目は田、面積は165平方メートルになるものでございます。

こちらの申請の内容につきましては、別添資料をご覧くださいと思います。

13ページからお開きください。

このたびのこの箇所についての地権者ですが、〇〇さんになります。13ページのほうをご覧ください

きたいと思います。こちらの田1筆につきまして、13ページの申請人となっております〇〇さんが後々の耕作予定者としての申請となっております。

14ページのほうに当該地での〇〇さんの営農計画が載っております。実際、〇〇さん方の隣のところにあります農地になっておりまして、これまで苗代などでその農地を使ってきたということでした。今後の計画としては、大豆の作付ということでございます。

申請箇所につきましては、15ページご覧いただきますと、近くにJA庄内みどり農協の北平田倉庫と北平田コミュニティーセンターがあり、西に行ったところにある〇〇さんの住宅でございます。16ページに図面と17ページの現況の写真を載せているので、ご参照ください。

説明は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

ご質問ございませんか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第38号 別段の面積の設定については、原案のとおり決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第38号については決定といたします。

---

### ◎議第39号 酒田農業振興地域整備計画の変更について

続きまして、議第39号 酒田農業振興地域整備計画の変更についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第39号 酒田農業振興地域整備計画の変更については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、酒田市長から意見を求められているものです。

詳細については担当からご説明申し上げます。

○阿彦主査兼農地係長

それでは、21ページをお開きください。議第39号です。

22ページのほうに、酒田市長からの意見を求められている文書が載っております。

計画の変更については、別添資料18ページからお開きいただきたいと思います。

なお、今回の酒田農業振興地域整備計画は平成30年1月に10年計画で策定されておりますが、具体的な実施については軽微な点を変更しながら毎年見直しを行っております。

今回の案件は書面決議で開催されました農振協議会の総会において承認いただいているものでございます。

それでは、資料をご覧いただきたいと思います。

(資料説明)

説明は以上になります。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。

この案につきましては、農業振興協議会総会で書面決議が行われておると、こういうことござい

ますが、時間も押していますので、若干、30秒ほど精査の時間取りますので、自分の地名、関係するところをご覧いただきたいと思います。では、30秒ほど精査の時間を取ります。それでは、議第39号に対して、ご質問、御意見のある方、お願いいたします。何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

それでは、特別ないようですので、質疑を打ち切ります。  
採決に入ります。

議第39号 酒田農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第39号については決定といたします。

---

## 閉 会

以上をもちまして、令和2年8月定例総会を閉会いたします。

午前11時18分 閉会

---